

第9回南丹市環境審議会 議事録

日 時	平成28年11月10日(木) 14時00分～16時00分
場 所	南丹市役所 3号庁舎 防災会議室
出席者	【委 員】 <出席> 丹羽英之会長、小中昭副会長、阜正是委員、藤田良則委員、松山豊樹委員、 宮田洋二委員、松田清孝委員 以上7名 <欠席> 宇野齊委員 以上1名 【事務局】 (南丹市) 市民福祉部 弓削部長 市民環境課 石田課長、稲荷課長補佐兼環境衛生係長、平井主任、 足立主事 (委託事業者) 株式会社 サンワコン 森主任、吉川主査

1 開 会

2 会長挨拶

3 議事

(1) 環境基本計画について

【会長】

まず、『議事1) 環境基本計画について』の説明を事務局の方からお願いします。

《事務局説明》

1) 環境基本計画について

資料1、2、3により説明

【会長】

環境基本計画について、質問等あればお願いします。

《質疑応答》

【委員A】

資料3 参考資料のP2「山林・河川・里の自然環境を保全します」の「環境税の創設検討」について、府が既に創設しているため、「環境税の有効活用」等に文言を修正した方がよいと思います。

【回答：事務局】

京都府が導入している環境税の活用方法を考えるという意図になるよう、施策の表現を訂正させていただきます。

【委員A】

資料3 参考資料のP2「山林・河川・里の自然環境を保全します」の「林道・作業道の整備推進」について、山林を保全するうえで切り離す事の出来ない取り組みですが、既に多くの作業道等があるのに、更に整備を進めることが環境によいとは思えません。過去と比べて河川への土砂等の流入が増えていることを考えると、この施策をいれるのはどうかと思います。二酸化炭素吸収機能を向上させるために山林を整備するという観点からすればよいのかもしれませんが、この辺りはどうお考えでしょうか。山林を適切に保全するためという意図ならこのままでもよいかもしれません。

【委員B】

南丹市では森林保全に関する取り決めとかはないはずですが。山林が荒れないよう森林組合等と協力して整備を進めるという意図でよいのではないのでしょうか。

【委員A】

単に「山林を保全するために林道・作業道の整備を行う」という捉え方ならこのまま残してよいと思いますが、整備を進めすぎると環境を悪化させる要因になり得ることに留意していただきたい。

【回答：事務局】

「林道・作業道の整備推進」については、山林を保全することを目的に記載しており、このまま残したいと考えております。整備の推進にあたっては、頂いたご意見を踏まえ、十分に配慮したいと思います。

【委員C】

施策の考え方について、例えばP1「有害化学物質対策の取り組み」の「放射線などの監視体制の充実」は市独自で行う施策なのか、国や府と連携して行う施策なのか分かりづらく感じます。国や府と連携して行う施策とした場合、未実施とされている「工場排水による負荷の低減」や「騒音・振動対策」などは実施になりますし、敢えて未実施とする必要はないのではないのでしょうか。国や府の取り組みも含め、市域で全く行われていない取り組みのみを未実施とした方がよいのではないのでしょうか。これを明らかにしないと、次回の改定時も未実施が多くなってしまわないかと思います。

【会長】

施策の実施・未実施の評価について、市として実施なのか市域として実施なのかの整理は大事だと思います。現状、どのような基準で整理されているのでしょうか。

【回答：事務局（サンワコン）】

施策の実施・未実施の評価は、市で実施している施策のヒアリング結果に基づき行っています。したがって、市域ではなく、市の事業の実施状況を基準としています。市域としてとらえた場合は、評価が変わってくる可能性があります。

【会長】

環境基本計画は市が単独で行うものでなく、市民・事業者と連携して推進する必要があります。市域で全くできていないものを未実施、それ以外については注釈を入れるなどをして、本当にやっていないものとの区別はした方がよいのではないのでしょうか。

【委員C】

この問題を放置しておく、今後見直す時にまた同じ議論になりかねないと思います。実施・未実施の表記の問題ではなく、本当に出来ていない取り組みを整理し、今後対策を行っていくことが重要なのではないのでしょうか。個人的には、市域として実施したものは全て実施扱いでいいのではないかと思います。

【委員A】

「緑化活動の推進」についても現状は未実施となっていますが、実際は市民や事業者が各自でグリーンカーテンなどの取り組みを行っており、実施になるのではないかと思います。ただし、この資料が審議会会で計画に載せないのであれば、議論する必要もないかもしれませんが。

【回答：事務局】

府と連携した取り組みを行っており、市域の苦情についてはほぼ市に入ってきていることなどを踏まえまして、内容の精査を行いたいと思います。

【委員C】

資料3 参考資料のP3「地球温暖化対策に向けた行動を促します」の「地球温暖化対策実行計画の推進」について、事務事業で行う取り組みの推進という理解でよいのでしょうか。

【回答：事務局（サンワコン）】

その考えでよいです。

【委員C】

現状の書き振りですと、市域全体での取り組みとして捉える方が出てきてしまう可能性がありますので、「市が行う地球温暖化対策実行計画の実施」などに表現を修正した方がよいと思います。

【回答：事務局】

表現を修正させていただきます。

【会長】

改定計画で新規に追加されている施策については、他の施策より目立ちますので、市として確実に実施するものとして追加されているという理解でよろしいのでしょうか。

【回答：事務局】

それでよいです。

【委員C】

施策について、せっかく様々な専門家が集まってくさっているの、専門家の意見や提案をもっと取り入れられるとよいですね。

【委員B】

どの施策にも言えますが、施策を新たに追加するには、もっと施策に具体性を持たせていく必要があると思います。

【委員D】

学校に関する取り組みについては資料に書いてある通りでして、学校給食共同調理場と各学校の力を借りながら園部地域の小中学校を中心に食育の取り組みを進めています。また、田植えや稲刈りをする農業体験や、八木西・東小学校では林業体験なども行われています。

少し話は変わりますが、専門家の方が集まり市の環境について審議している様子を学校の学習や校長会で紹介したりして、環境に関する取り組みの情報を広めていきたいと思っています。

【会長】

情報発信については一部未実施となっていますが、実際は市民や事業者それぞれが情報を発信しているみたいですね。

【回答：事務局（サンワコン）】

現行計画に記載している施策については、市が実施する事業として記載しており、市が実施するとしていながら未実施となっている事業を整理させていただきました。実際は市域として取り組んでいることもあるかと思いますが、今回の資料としては前述の観点でまとめております。

【委員B】

市が実施する事業として整理されたのならば、今回の施策の「自動車の排ガス対策」はどのような意図で入れられたのでしょうか。温室効果ガス削減の取り組みとして大事なのは分かりますが、今のままの書き振りでは未実施のまま終わってしまうのではないのでしょうか。現行計画に括弧書きで書かれている「公共交通機関の利用推進」などに表現を変えた方がよいのではないのでしょうか。

【委員C】

「放射線などの監視体制の充実」についても、市が実施する事業として捉えればよいのでしょうか。

【回答：事務局（サンワコン）】

ご意見を踏まえ、「府と連携した～」など、施策の表現について見直しさせていただきます。

（2）地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

【会長】

続いて、『2）地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について』の説明を事務局の方からお願いします。

《事務局説明》

2）地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

資料4、5により説明

【会長】

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、質問等あればお願いします。

《質疑応答》

【委員C】

資料5のP2の京都府の温室効果ガス排出量について、京都府は南丹市と異なり電気の排出係数を東日本大震災が起こる前の値に固定して算定しているため、排出量が減少しているように見えています。排出係数を固定している京都府の排出量と排出係数を変動させている南丹市の排出量を比較するのは難しいのではないのでしょうか。

もう一つ、現行計画と今回の排出量の算定の方法は一緒なののでしょうか。根拠となるものが一緒ならば比較しても問題ないですが、異なる場合、議論そのものが難しいと思います。

【回答：事務局（サンワコン）】

南丹市の温室効果ガス排出量の算定には、主に国の統計データを用いており、根拠は一緒となっています。

【委員C】

東日本大震災後の南丹市の温室効果ガス排出量は、ほとんど変化がないようですが、電気の使用量は、震災以降節電の取り組みが進んでいるため減っていると思われます。本来ならば、使用量が減って排出量も減るはずですが、震災後に火力発電の稼働が増加した影響で電気の排出係数が上昇し、排出量が増加したため節電などの取り組みの成果が見えなくなっています。京都府では、取り組みの成果を見ていただくために、敢えて排出係数を固定して示しています。南丹市としても、市民や事業者の取り組み成果が見えるよう電気の排出係数を固定したものを示してはどうでしょうか。基準年度の排出係数で算定した場合の評価をした方がよいと思います。

震災以降、国が削減目標を変えたのを受け、自治体によっては国に合わせて削減目標を変更しています。本市でも、その考え方にあわせて変更するのもありだと思いますが、これまでの取り組みの評価はしっかり行った方がよいと思います。

【委員B】

委員Cがおっしゃる通り、グラフとして示されている温室効果ガス排出量がそのまま本市の取り組み成果とはなりません。実際は、家庭や事業などで省エネが普及しており、排出量は減少してきていると思います。排出量が下がっていない＝努力していないと考えてほしくないのので、排出係数を固定させて努力の成果を見せるのはよいと思います。

【委員C】

電気の排出係数を固定した場合の評価を行ったうえでこの議論をした方がよいのではないのでしょうか。ただ、産業部門については製造品出荷額の変動が大きく影響して増加していることが分かっていますので、産業部門を除いた形での評価を試みてはどうでしょうか。

【回答：事務局（サンワコン）】

電気の排出係数を固定した場合の評価につきましては、前回の審議会資料4のP3に示しております。頂いたご意見を踏まえ、改定計画の中で取り組みの評価を追加させていただきます。

【会長】

この議論の論点は、排出係数を固定した場合の成果を考慮したうえで、排出係数を変動させた場合の評価を行う二段階の考え方で議論を行った方がよいということですね。改定計画にどこまでこの内容を反映させるか難しいところですが、議論はそこを踏まえて行いましょう。

【委員C】

議論にこだわっているのではなく、家庭や事業の取り組み評価を説明したうえで計画を見直すという流れにしておかないと、排出量が下がっていない＝努力していないと捉えられる可能性があるのでは、よくないだろうということです。

現実的な話として、資料5のP5のグラフをみると、削減目標パターン①、②は無理ではないでしょうか。

【会長】

削減目標についてはP13以降に参考資料として根拠資料が記載されています。これを見なくてもパターン①の排出量半減というのは難しいと思います。パターン③にしても、かなり頑張らないといけない内容になっているのが分かると思います。

【委員A】

パターン①については排出量を現状の半減以下にする必要があり、不可能ではないでしょうか。そんな非現実的な目標を立てるわけにはいかないと考えますし、実現可能な目標をたてていただきたい。

【委員C】

電気の排出係数を固定した場合の排出量ならば、パターン①や②でもありえない目標ではないと思います。しかし、排出係数を変動させた場合の排出量で検討するならば無理ではないでしょうか。今後、排出係数を変動させた排出量で評価を進めるならば、パターン③しかないのではないのでしょうか。現行計画の削減目標にこだわるのなら、見せ方として排出係数を固定した排出量で評価を進めればパターン①、②でもまだ実現性があると思います。

委員Bにお聞きしたいのですが、温暖化対策はよく「絞った雑巾」と言われています。濡れた雑巾を絞ると最初はいくらでも水がでますが、ある程度絞ったら水がでてこない状況になります。温暖化対策も同様です。市民や事業者は既に節電に取り組んでおり、今後は意識的なものだけでなく設備の更新なども行っていかないと対策が進みませんが、費用などの問題もありますし難しいと思います。こういったことを踏まえるとパターン③でしようが、雑巾を最初に絞る時のように、温暖化対策の取り組みにまだ余力があるのならば、考えも変わってくると思います。実際、南丹市はどのような状況なのでしょう。温暖化対策に取り組むことで大量の温室効果ガスを削減することが可能なのでしょうか。

【委員B】

市域の温室効果ガス排出量を部門別にみているのですが、家庭や事業でも既に取り組んでおり、運用をもっと効率よく改善するくらいしか方法がないのではないのでしょうか。中期の削減目標にしても大きな産業改革などを行わないと達成が難しいように感じます。ですから一番現実的なのはパターン③ではないのでしょうか。

【委員C】

一番望ましいのは、現行計画当初の目標としてパターン①を評価する、だと思います。私自

身としては、せっかく現行計画で削減目標をたてたのだから、その目標はなんらかの形で評価できたらよいと考えています。南丹市の排出量は温暖化対策が進んでいないから増えたのではなく、震災後の排出係数の変動により増えているので、そこを考慮する必要があると思います。仮に京都府と同様の評価のやり方にしようと思うと、現行計画でたてた目標の達成に向けて温暖化対策の取り組みが進んでおり、排出量は減っていますが、排出係数の影響で見た目が増えています、といった評価になるのではないのでしょうか。

もう一つの観点としては、地球規模で温暖化対策を考えた場合、パターン①や②くらい厳しい削減目標を掲げないと効果がないという考えもありますが、無理な計画をたてても仕方ないと思います。最終的には、市がどのように考えるかにかかってくるのではないのでしょうか。

【会長】

目標設定の考え方について、先ほどおっしゃられていたことが一般的な考え方なのか。

【委員C】

私は今から3年くらい前まで、本庁の地球温暖化対策に関わっていました。削減目標をどうするか議論になった時に、京都府としては京都府というブランドの中で25%削減の取り組みを継続したい、その為に電気排出係数を固定にして排出量を示そうという考えのもとで評価を行っています。しかし、他県・他市町村においては、国が目標を変えたことを受け、国に合わせて目標を変更しているところもあります。よって、南丹市の削減目標をパターン③にしても、問題はないと思います。

【委員E】

実際問題、温暖化対策として家庭や事業で取り組みが進んでいますし、市としてもKESを進めてきているのにその成果が見えないのはよくないと思います。排出係数固定と変動の二段階でグラフを見せるのはありかと思います。削減目標については、市の提案通りパターン③でよいと思います。

【会長】

これまで出た意見をまとめますと、削減目標はパターン③。ただし、そこに至る説明過程で、排出係数を固定した場合の現行計画の取り組みがどの程度達成されたのか、あるいはどの部門でどの程度減っているのかが分かるよう示す必要があるということですね。

これに関連して、資料6の説明を事務局の方からお願いします。

《事務局説明》

2) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

資料6により説明

【会長】

質問等あればお願いします。

【委員C】

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の取り組みの目標は平成32年度でよいのでしょうか。

【回答：事務局（サンワコン）】

平成 32 年度でよいです。

【委員 C】

ということは、ここに書かれている施策は平成 32 年度までに行うということですね。

【会長】

一点確認したいのですが、資料 6 というのは、現行計画の 6 章にあたる部分ですよ。改定計画でも 6 章部分に入るといふことでよろしいでしょうか。また、環境基本計画の基本目標⑤地球環境に関する施策を詳細に示したものという理解でよろしいでしょうか。

【回答：事務局（サンワコン）】

資料 6 は、区域施策編として取り組む施策ということで、基本目標⑤地球環境に関する施策が主になりますが、森林の整備など、温暖化対策に関連する地球環境以外の施策についても取りまとめております。資料 6 については、現行計画と同様に 6 章に記載を予定しております。

【委員 C】

改定計画の中で重点プロジェクトは残るのでしょうか。

【回答：事務局（サンワコン）】

残ります。次回の審議会で計画素案と一緒に検討いただく予定をしております。

【会長】

委員の皆さまのご協力、ありがとうございました。以上で本日の協議事項を終わらせて頂きます。

4 その他

5 副会長挨拶

6 閉会